

引渡命令についてのQ&A

引渡命令の手続について、窓口で尋ねられることが多い疑問や質問項目をQ&A形式にしましたので、引渡命令申立ての参考にしてください。

秋田地方裁判所 2階⑩：民事第2部執行係
2階⑪：執行官室

Q1 引渡命令とはどんなものですか？

A1 引渡命令とは、代金を納付した買受人が簡易迅速に競売物件の引渡しを受けられるよう、民事執行法において特別に設けられた裁判です。
引渡命令は、原則として競売事件の記録に基づき書面審理されるので、買受人は引渡命令の申立書を裁判所に提出し、認められると引渡命令が発せられます。

Q2 引渡命令の申立てはいつまでにしなければならないのですか？

A2 引渡命令の申立期間は、代金を納付した日の翌日から起算して6か月以内（代金納付時に明渡し猶予が認められる占有者がいた建物の買受人については、代金納付から9か月以内）です。この期間を経過した場合は、明渡しを求めるために通常の民事訴訟を提起することになります。

Q3 引渡命令に基づいて、実際に明渡しの強制執行をするにはどのような手続が必要ですか？

A3 引渡命令が相手方に送達になり、執行抗告（引渡命令に対する不服申立て）が提起されなければ1週間で確定し、強制執行ができる効力（これを「執行力」といいます）が発生します。
なお、実際に明渡しの強制執行をする場合には、引渡命令に対する執行文の付与（申立手数料は1件につき300円）及び送達証明（手数料は証明事項1個につき150円）が必要ですので、裁判所書記官に申請し、これらの書類（執行文付きの引渡命令正本及び送達証明）を添えて、執行官に明渡し執行を申し立てます。また実際に明渡しの強制執行をする場合には、上記手数料のほかに、執行官に対し、強制執行に必要な費用（家具などの運搬費用や執行官手数料など）を予納することになります。

各種申立書の書式については、2階⑩番の民事第2部執行係に問い合わせてください。

Q4 引渡命令の申立てから、実際に明渡し強制執行をするまでにどのくらいの日数がかかるのですか？

A4 事案によっては引渡命令の送達に時間がかかったり、執行抗告（引渡命令に対する不服申立）が提起されたりする場合があります。どのくらいの日数がかかるのかは一概には述べられません。しかし、引渡命令の手続は末尾の「引渡命令事件の流れ」図のような手続で進行しますので、通常の訴訟と比べて簡易迅速に権利の実現が図れるといえます。

Q5 引渡命令はどんな相手方に対して求められるのですか？

A5 競売事件の「債務者・所有者」には原則として引渡命令が発令されます。また、買受人に対抗できる権限を有しない占有者の全てに対して引渡命令が発令できます。つまり、物件明細書の「買受人が負担することとなる他人の権利」の欄に「なし」と記載されていれば、原則として引渡命令が発令されます。

引渡命令も裁判の一つですので、その後新たな事実が判明した場合には、裁判官の判断により引渡命令が発令されない場合もあります。そのような場合は、買受人は建物明渡しを求めるために民事訴訟を提起することになります。

Q6 引渡命令の申立てをするに当たっての費用及び提出書類について教えてください。

A6 申立費用として、申立書に貼付する収入印紙と、引渡命令の決定正本や審尋書等の送達費用のための郵便切手が必要です。

●収入印紙→相手方1名につき500円分

●郵便切手→1,099円を一組みとして、当事者人数分に要審尋の人数分を加算した組数相当額

※その他事案に応じて、図面や資格証明書（商業登記簿謄本又は証明書）などの書類の提出が必要な場合があります。

.....
引渡命令申立ての書式は、2階⑩番の民事第2部執行係にありますので参考にしてください。

Q7 建物内に残置物があるのですが、取り除くにはどのようにしたらよいのですか？

A7 この場合は、占有者が残置物を置いたままの状態建物で占有しているといえます。競売の売却対象は不動産であり、家具等の動産ではありませんので、買受人は残置物を勝手に処分することはできません。残置物を強制的に取り除くには、建物について引渡命令の申立てをし、執行官に明渡し執行をしてもらうこととなります。

なお、この場合にも、残置物の量に応じて、その物を排除するための運送費用や保管費用等を執行官に予納することになります。